

令和8年（2026年）7月3日

障害福祉サービス事業者  
障害者支援施設の設置者  
指定 障害児通所支援事業者  
障害児入所施設の設置者  
相談支援事業者

様

横須賀市長 上地 克明  
( 公 印 省 略 )

令和8年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導講習会の実施について（通知）

日頃から本市の福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、指定障害福祉サービス事業等の適切かつ円滑な運営を図るため、令和8年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導講習会を、下記のとおり動画配信による方式にて実施します。

この講習会は、指定障害福祉サービス事業等の適切かつ円滑な運営を図るために実施するものですので、**必ず動画を視聴してください。**

なお、動画の配信に併せて、動画で使用した説明資料等を「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載しますので、必要に応じてダウンロード又は印刷をしてください。

記

1 動画視聴期間 令和8年7月3日（金）から令和8年8月31日（月）まで

2 動画視聴方法 別紙「説明動画URL」参照

3 視 聴 報 告

以下のURLまたは二次元コードからe-kanagawa（電子申請）サイトにアクセスし、視聴報告をしてください。

【e-kanagawaサイトURL】

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=129699](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail?tempSeq=129699)

【スマートフォン用二次元コード】



#### 4 留意事項

管理者は、必ず視聴してください。

管理者以外の従業者についても可能な範囲で視聴してください。

なお、管理者の方は、講習会の内容を必要に応じて従業者に周知するようにしてください。

動画は限定配信となっており、検索サイトで動画のタイトル名等を検索しても表示されません。必ずURLからアクセスし、視聴してください。

事務担当 横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

法人・障害担当 046 (822) 8411

令和8年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導講習会  
説明動画URL

サービス種別	共通編	個別編
居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護	共通編① 「虐待防止措置未実施減算について」	○居宅介護計画への従業者種別の記載について
療養介護		—
生活介護	共通編② 「身体拘束廃止未実施減算について」	○生活介護計画への標準的な支援時間の記載について
短期入所		—
施設入所支援		
自立訓練（生活）		
就労選択支援	共通編③ 「個別支援計画の作成について」	○就労支援に関する基礎的研修について
就労移行支援 就労継続支援A型・B型		○就労支援に関する基礎的研修について※
		○施設外支援と施設外就労について ○就労移行支援・就労継続支援における在宅支援について
就労定着支援	共通編④ 「感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止について」	○就労支援に関する基礎的研修について
自立生活援助		—
共同生活援助	共通編⑤ 「業務継続計画未策定減算について」	○こども性暴力防止法について① ○こども性暴力防止法について② ○こども性暴力防止法について③
児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援		
放課後等デイサービス		
障害児入所施設 （福祉型・医療型）	共通編⑥ 「業務継続計画未策定減算について」	○機能強化型（継続）サービス利用支援費について
計画相談支援 障害児相談支援		

※就労移行支援のみ

サービス種別	説明動画URL
<p style="text-align: center;"><b>共通編</b></p> <p>①「虐待防止措置未実施減算について」            ②「身体拘束廃止未実施減算について」            ③「個別支援計画の作成について」            ④「感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止について」            ⑤「業務継続計画未策定減算について」</p>	<p>①<a href="https://www.youtube.com/watch?v=NI2UyxKyngM">https://www.youtube.com/watch?v=NI2UyxKyngM</a>            ②<a href="https://www.youtube.com/watch?v=kCbSKNq3Bd8">https://www.youtube.com/watch?v=kCbSKNq3Bd8</a>            ③<a href="https://www.youtube.com/watch?v=J_cg13bhl6Q">https://www.youtube.com/watch?v=J_cg13bhl6Q</a>            ④<a href="https://www.youtube.com/watch?v=spq0Gfbx17M">https://www.youtube.com/watch?v=spq0Gfbx17M</a>            ⑤<a href="https://www.youtube.com/watch?v=Lqa7r8YS2No">https://www.youtube.com/watch?v=Lqa7r8YS2No</a></p>
<p style="text-align: center;"><b>個別編</b></p> <p>「居宅介護計画への従業者種別の記載について」</p>	<p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=Bjlgxr-ZTps">https://www.youtube.com/watch?v=Bjlgxr-ZTps</a></p>
<p style="text-align: center;"><b>個別編</b></p> <p>「生活介護計画への標準的な支援時間の記載について」</p>	<p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=xWyYtHUCQt0">https://www.youtube.com/watch?v=xWyYtHUCQt0</a></p>
<p style="text-align: center;"><b>個別編</b></p> <p>「就労移行支援・就労継続支援における在宅支援について」</p>	<p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=WKd33N_ny_o">https://www.youtube.com/watch?v=WKd33N_ny_o</a></p>
<p style="text-align: center;"><b>個別編</b></p> <p>「施設外支援と施設外就労について」</p>	<p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=sm8xJb5BcuM">https://www.youtube.com/watch?v=sm8xJb5BcuM</a></p>
<p style="text-align: center;"><b>個別編</b></p> <p>「就労支援に関する基礎的研修について」</p>	<p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=cyrYPvfXVh8">https://www.youtube.com/watch?v=cyrYPvfXVh8</a></p>
<p style="text-align: center;"><b>個別編</b></p> <p>「こども性暴力防止法について①」</p>	<p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=0oee6ymKLRs">https://www.youtube.com/watch?v=0oee6ymKLRs</a></p>
<p style="text-align: center;"><b>個別編</b></p> <p>「こども性暴力防止法について②」</p>	<p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=0AB0yIGTFBM">https://www.youtube.com/watch?v=0AB0yIGTFBM</a></p>
<p style="text-align: center;"><b>個別編</b></p> <p>「こども性暴力防止法について③」</p>	<p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=hhYdTNB4TWg">https://www.youtube.com/watch?v=hhYdTNB4TWg</a></p>
<p style="text-align: center;"><b>個別編</b></p> <p>「機能強化型（継続）サービス利用支援費について」</p>	<p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=t2VWdzd9N0Q">https://www.youtube.com/watch?v=t2VWdzd9N0Q</a></p>

※1 必ず上記のURLからそれぞれの動画のページにアクセスしてください。

※2 説明内容は、共通編を除き、対象サービスによって異なります。管理者が複数の事業所を兼務している場合で、視聴すべき動画が複数にわたるときは、それぞれの動画を視聴してください。

※3 該当するサービスの動画がない場合は、共通編のみ視聴してください。